No	サービス種別	質問事項	回答	担当部署
1	児童発達支援	①「こども発達相談センター・支援について」の説明において、支援方針の計画書の欄の、サービス利用対象証明欄日付で利用した児童の場合、次の受給者証の更新の際にサービス利用対象期限が過ぎてしまった場合は再度キッズサポートへの相談を案内するといった認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。支援方針に記載のあるサービス利用対象期限が利用可能な月となります。更新の必要がある方については、子ども発達・相談センターから個別にご案内をしております。	障害計画課
2	児童発達支援	②「指定・届出にあたって」の説明について、管理者兼務についての項目での質問です。同一事業者で一つの事業所で管理者と児発管を兼務している場合でも、他事業所（同一事業者）で管理者として人員配置できますか。	指定児童発達支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものと定めておりますが、次の①又は②の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとなります。 ① 当該指定児童発達支援事業所の従業者としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定児童発達支援事業所の利用者への支援の提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合となります。 ※ 他の事業所又は施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定児童発達支援事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。 宝翠レインボーにおいて「管理者兼児童発達支援管理責任者」と配置し、さらに、他事業所で「管理者」を兼務することは上記のとおりできません（①又は②のどちらか一方となり、かつ当該事業所の管理業務に支障がないときとなります）。	指導課指定担当
3	児童発達支援 保育所等訪問支援	個別支援計画について、本資料、研修、また自己点検シートの項目も参照すると、①モニタリングやアセスメントに至るまでに複数回連絡を取り合い、②モニタリングとアセスメントで面談が最低1回、③計画（原案）に対して意見を求め、④計画（本案）の説明と同意で面談が最低1回と理解しましたが、①②④は絶対として、③は努力義務のような位置づけであっていますでしょうか？	個別支援計画の原案について意見を求めることに関しては、「児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。」としていますので、同会議の開催も義務付けられている事項です。 なお、同会議の開催に当たっては、「障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。」とされていますので、御留意ください。 ※基準条例：川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日第54号）第28条、第90条において準用する第28条 ※解釈通知：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）第三の3（16）、第七の3（1）において準用する第三の3（16）	指導課指導担当
4	児童発達支援;放課後等デイサービス	「川崎市子ども発達・相談センターについて」の最後に「皆様へのお願い」として、新規利用希望者が障害者手帳等を所持していない場合は子ども発達・相談センターを案内するようにとあったが、これは必須なのかどうか確認したい。	サービスを受けるためには、区役所で支給決定を受ける必要があります。そのため、手帳等をお持ちでない場合は、記載のとおりの手順に子ども発達・相談センターにて支援方針の交付を受けることが必須になります。	障害計画課
5	児童発達支援 放課後等デイサービス	当教室は、営業を開始して10年が経過しようとしています。いまだに実地指導を受けていませんが、実地指導を受ける事業所はどの様に決まっているのでしょうか。（適切な運営を行えるように心がけていますが、行政からの指導が入れば、より良い運営ができるのではないかとも考えております。）	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所への運営指導については、国の指針により3年に1回以上の運営指導を実施することとされていますが、昨今の事業所数の増加等により、その頻度での実施ができていない状況があります。人員の整備等により、国の求める頻度での運営指導の実施に努めていきます。	指導課指導担当

6	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	記録や様式を…いたるところでお知らせがありましたが、川崎市として残すべき望ましい各項目を知りたい	基準条例において、記録の整備について、次のように定めています。 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 指定児童発達支援事業者は、次に掲げる障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。 (1) 第22条第1項の規定による提供した指定児童発達支援に係る記録 (2) 児童発達支援計画 (3) 第36条の規定による通所給付決定を行った市町村への通知に係る記録 (4) 第45条第2項の規定による身体拘束等に係る記録 (5) 第51条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 第54条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 また、各種加算等についても、必要な記録等がありますので、報酬告示等の御確認をお願いします。 ※基準条例：川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日第54号）第56条、第79条において準用する第56条、第90条において準用する第56条 ※解釈通知：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）第三の3（43）、第五の3（3）において準用する第三の3（43）、第七の3（1）において準用する第三の3（43）	指導課指導担当
7	放課後等デイサービス	実績記録表の毎日手書きのサインについて、自治体によって不要としている（月単位で可）が、川崎市のスタンスに変更は今後もしない形か？。天候が悪い日の対応が難しいことや、その時間に見守りが不足する危険性を鑑みてほしい。	「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」のⅧサービス提供実績記録票、2各様式の記載要領、キ保護者等確認欄において、「事業者は、通所給付決定保護者に対し、支援を提供した都度、実績記録票の記載内容を提示し、確認を求める。」とされていることから、 支援を提供した都度、実績記録票の記載内容を提示し、確認を求めるようお願いしているところです。 ※基準条例：川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日第54号）第79条において準用する第22条 ※解釈通知：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）第五の3（3）において準用する第三の3（10） ※障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について （令和8年3月）第7 Ⅷ サービス提供実績記録票	指導課指導担当
8	放課後等デイサービス	①複数児童の上限額管理の電子請求の制度開始から1年が経とうとしていますが、同一事業所のみを利用するケースの場合は現時点でいまだ紙をお送りすることにより請求を行っている状況です。電子請求は準備が整い次第とのことをFAXで受け取っておりますが、伝送ファイルによる電子請求の準備状況はどこまで進んでいるか、また、この状況を課として課題・問題として認識されているかについて、ご教示いただけますでしょうか。 ②事業所間連携加算の算定について、制度開始から約2年が経過しておりますが、現段階での算定はまだ行えておりません。つきましては、現在、算定に向けた準備状況がどこまで進んでいるか、また、この状況を課として課題・問題として認識されているかについて、ご教示いただけますでしょうか。	①きょうだい児が同一事業所のみ利用する場合における複数児童用上限額管理結果票の電子化対応については課題として認識しており、実施に向けた検討を行っているところです。 ②事業所間連携加算については課題として認識しており、実施に向けた検討を行っているところです。	福祉課給付担当
9	放課後等デイサービス	児童発達支援管理責任者として着任したばかりで、地域との連携についてどのように行っていけばよいのかイメージが湧いていない。地域連携会議等の開催の有無はどこで確認が取れるのか知りたい。	地域との連携等については、「事業者は、地域に開かれたものとして運営されるよう地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。」とされています。 そのため、地域のイベントやお祭りへの参加等が考えられます。 また、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないとされています。 なお、「地域連携推進会議」については、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（地域連携推進会議）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。としていますが、地域連携推進会議の開催は共同生活援助に義務付けられたものであり、放課後等デイサービスにおいては、現時点では義務付けられていません。 ※基準条例：川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日第54号）第79条において準用する第52条 ※解釈通知：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）第五の3（3）において準用する第三の3（40） ※基準条例：川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第69号）第198条の6 ※解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）第十五の2（5）	指導課指導担当

10	放課後等デイサービス	定員超過について減算にならなければ良いではないとのことですが、共働きや片親で家庭状況が大変な方が多い場合はどのようにして定員の方向に持っていくべきか実例を示してほしいです。他事業を提案はできますが、本人が通いたい場合はどうすれば良いのでしょう。また定員を増やすと単価が下がり運営面にも影響が出ます。	定員の遵守について、「指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。」とされています。 ご質問にあるような「共働きや片親で家庭状況が大変な場合」というだけでは、やむを得ない事情とすることはできません。定員の調整方法については、既存の利用者が利用をやめる際に利用人数の調整を行うなどの方法で、適切な調整をおこなってください。 ※基準条例：川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第54号）第79条において準用する第40条 ※解釈通知：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）第五の３(3)において準用する第三の３(29)	指導課指導担当
11	放課後等デイサービス 児童発達支援	サービス提供の記録は、都度の確認を取るということは明記していないが、支給決定障害者または保護者等から確認を受ける必要があると記載があったが、確認を受けるというのは具体的にどのようなことか。	サービスの提供の記録の確認方法については、署名等のほか、目視で確認いただく方法等も考えられます。なお、サービス提供実績記録票については、保護者確認欄がありますので、署名等での確認をお願いします。 ※基準条例：川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日第54号）第22条、第79条において準用する第22条 ※解釈通知：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）第三の３(10)、第五の３(3)において準用する第三の３(10) ※障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について （令和8年3月）第7 Ⅷ サービス提供実績記録票	指導課指導担当
12	移動支援	常勤換算の計算方法を教えてください。令和5年度の自己点検シート訪問系【運営編】7従業者の員数には常勤換算2．5以上になっている確認方法として『直近3か月の実績』で検証と記載がありました。令和6年度の自己点検シートから様式が変更になり常勤換算の要件を満たしているかの確認方法が記載されていません。毎月、勤務形態一覧表を作成し常勤換算を確認しているのですが、以前と変わらず『直近3か月の実績』で間違いないでしょうか？	お見込みのとおりです。 ※川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年１２月１４日条例第６９号）	福祉課障害福祉担当
13	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	①『指導の観点から　～個別支援計画～』訪問系？（居宅系？）事業所です。個別支援計画（基準条例では居宅介護計画）の『原案』について　運営指導で確認された事例に『原案が残されていなかった』とありますが、会議の開催がない場合でも『原案の保存は必要』でしょうか？ ②『指導の観点から　～個別支援計画～』訪問系？（居宅系？）事業所です。個別支援計画（基準条例では居宅介護計画）の『当該個別支援計画に基づくサービス提供期間』について　訪問系？（居宅系？）では必要に応じて見直しの為、『当該個別支援計画に基づくサービス提供期間』が明記しづらいのですが、どのように記載すればいいでしょうか？ ③『指導の観点から（運営面）～特に指摘が多い項目～』業務継続計画の策定等（確認書類）業務継続計画の見直しを検討したことがわかる書類とは、例えばどのような書類でしょうか？厚労省HP掲載のBCPひな形を利用しBCPを作成しました。そこの〈更新履歴〉更新日、更新内容を記載する欄に記載するだけでは足りないのでしょうか？会議録のようなものが必要でしょうか？	①居宅介護計画の作成について「サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定居宅介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービスとの連携も含め、居宅介護計画の原案を作成し、居宅介護計画に基づく支援を実施するものである」とされています。また、「居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。」とされていますので、原案および計画を、ともに保存するようお願いします。 ②居宅介護計画の見直しの頻度は明示されていませんが、「サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。」とされていますので、見直しについても考慮したサービス提供期間を記載するようお願いします。なお、見直しの頻度が定められているサービス種別もありますので、各サービスの基準条例を御確認ください。 ③業務継続計画の見直しについて、「指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。」とされていますので、指定居宅介護事業所として業務継続計画を変更した日、その変更内容等を記録するとともに、見直しを行ったことについても記録に残すようお願いします。 ※基準条例：川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第69号）第27条 ※解釈通知：解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等に人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）第三の３(16) ※基準条例：川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第69号）第34条の2 ※解釈通知：解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等に人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）第三の３(23)	指導課指導担当

14	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 移動支援	①個別支援計画について、「本計画に基づくサービス提供期間」の書き方について、「計画開始月」「計画期間　6カ月」という書き方は、認められませんか。 ②個別支援計画について、ヘルパー事業所の場合、サービス担当者会議開催がなされないことが多いですが、「支援計画案会議」という項目でサービス担当者会議や、ご本人やご家族との面談日を記入していますが、間違いではないでしょうか。 ③個別支援計画について、相談支援事業所と共有したことの記録はどのように行えばよろしいでしょうか。また、後見人さま等から共有はしないでくださいと言われているケースもあるのですが、そういった場合には、共有できないことを記録に残したらよろしいでしょうか。	①サービス提供期間の記載の方法について、指定はありません。見直しについても考慮した具体的なサービス提供期間が分かるように記載をお願いします。 ②「居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。」とされています。また、「サービス提供責任者は、サービス等利用計画を踏まえた居宅介護計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る情報を共有する等により相互連携を図るものとする。」とされていますので、各々の開催日（面談日）、出席者、内容等を記録に残すようお願いします。 ③相談支援事業所と共有したことの記録の方法について、指定はありません。交付の日時や交付者等を、相談支援事業所と相互に、個別支援計画、別紙等に適宜記録するようお願いします。また、相談支援事業所との共有について、「居宅介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者及びその同居の家族並びに利用者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う相談支援事業者に交付しなければならない」とされていますので、居宅介護計画の共有は必要となります。 ※基準条例：川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第69号）第27条 ※解釈通知：解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等に人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）第三の３（16）	居宅介護・重度訪問介護・行動援護 指導課指導担当 移動支援 福祉課障害福祉担当
15	居宅介護 重度訪問介護 同行援護;移動支援	基準上定められている事項（業務継続計画・虐待等禁止・身体拘束等禁止・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止）について、弊社は介護保険サービスの事業所でもあるので、同じメンバーで同様の項目を介護保険でも行う必要がある。介護と障害で兼用した委員会・研修・訓練を実施して、1回で済ませても構わないですか？	業務継続計画（BCP）、感染症対策、虐待防止及び身体拘束等の適正化に係る委員会、研修、訓練等について、居宅介護事業所と訪問介護事業所が合同で実施することは差し支えないと考えます。なお、合同で実施する場合でも、各制度で定められている実施内容及び実施頻度等を満たす必要があります。また、議事録や研修記録等により、両事業所を対象として実施したことが確認できるよう記録を整備するようお願いします。 ※基準条例：川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第69号）第34条の2、第35条、第36条の2、第41条の2 ※解釈通知：解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等に人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）第三の３（23）、（24）、（26）、（31）	指導課指導担当
16	共同生活援助	E-welfissのIDとパスワードを配布したとあったが、いつはいつ配布されたのか？当法人も配られているのか？	現在、「共同生活援助」事業所については、E-Welfissの対象となっておりません。E-Welfissの対象となっていないサービスについては、WAM　NET内の「障害者支援施設等災害時情報共有システム」にて報告いただくよう、お願いいたします。なお、「障害者支援施設等災害時情報共有システム」にて報告が必要な場合に、障害者施設指導課から「障害福祉情報サービスかながわ」でのメール配信等によりご案内いたします。	障害計画課
17	共同生活援助	Ewelfissは　いずれ全市で導入しようと考えているのでしょうか	E-Welfissは、二次避難所として利用することを想定している入所施設を対象として運用しています。	障害計画課
18	共同生活援助	①公表義務を遂行できなかった時に減算、と言うことですが、どこを見れば、公表をしていないもの（義務を果たしていない箇所）がわかるのですか？これはやっていて、これはまだやっていない、という判断をしたいのですが、何が公表義務のもので、どこにどう公表するのか、明確な項目と基準がありますか？ワムネットワムネットので良いのであれば、マイアカウントに入れば、「コレまだですよ！何日までにやってください！！」という感じで表示をしてほしいです。	情報公表対象サービス等情報に係る報告について、貴事業所の報告の完了の状況は、システム内の①「詳細情報申請年月日」及②「経営情報申請年月日」から、ご確認いただけます。 ①「詳細情報申請年月日」については、いずれかの日付が入っていれば報告が行われています。 ②「経営情報申請年月日」については、各会計年度終了後、3ヶ月以内の日付が入っていれば報告が行われています。 （「詳細情報申請年月日」、「経営情報申請年月日」は、ログイン後「事業所情報の照会・編集を行う」画面にて「検索」を押し、出てきた結果を右にスクロールするとご確認いただけます。ご不明な場合はワムネットヘルプデスク（電話：0570-056-722）までお問い合わせください。） また、システム内の警告の表示については、ご意見として承ります。	指導課指導担当
19	共同生活援助	②E-welfissは共同生活援助は入るものですか？入っているかどうか、何を観ればわかりますか？	現在、「共同生活援助」事業所については、E-Welfissの対象となっておりません。E-Welfissの対象となっていないサービスについては、WAM　NET内の「障害者支援施設等災害時情報共有システム」にて報告いただくよう、お願いいたします。なお、「障害者支援施設等災害時情報共有システム」にて報告が必要な場合に、障害者施設指導課から「障害福祉情報サービスかながわ」でのメール配信等によりご案内いたします。	障害計画課

20	共同生活援助	地域連携推進会議について　地域での取り組み情報や会議の組み立て方や対象参加者の範囲についてのアドバイスをお願いしたい。	会議の構成員は、地域連携推進会議の目的を踏まえて、会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設等所在地の市町村担当者などを想定しており、有意義な意見交換ができる人数として、５名程度が望ましい。会議の目的を達成するため、構成員には、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出することが必要です。とされています。 地域連携推進会議について、「地域連携推進会議の手引き」が厚生労働省のホームページに掲載されていますので、ご参照をお願いします。 【厚生労働省　ホームページ】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html ※基準条例：川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第69号）第198条の６ ※解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月６日障発第1206001号）第十五の3(5)	指導課指導担当
21	共同生活援助 生活介護 短期入所 施設入所支援	①E-Welfissについて、入力基準はあるが、南海トラフ地震が予測されるなか、災害時のネット環境が不安定な中で、E- Welfissへのログイン及び入力ができるのか。また、その対応はどうのように考えているのか。	現在、「共同生活援助」及び「生活介護」事業所については、E-Welfissの対象となっておりません。E-Welfissの対象となっていないサービスについては、WAM　NET内の「障害者支援施設等災害時情報共有システム」にて報告いただくよう、お願いいたします。なお、「障害者支援施設等災害時情報共有システム」にて報告が必要な場合に、障害者施設指導課から「障害福祉情報サービスかながわ」でのメール配信等によりご案内いたします。 「短期入所」及び「施設入所支援」事業所については、災害時にE-Welfissにアクセスできない場合は、電話・MCA無線などその他の通信手段により、施設の被災状況の確認や二次避難所開設に向けた調整等を行うことを想定しています。	障害計画課
22	共同生活援助 生活介護 短期入所 施設入所支援	②サービス管理責任者の実践研修について 基礎研修修了後2年以上の実務経験を経ていれば、基礎研修から実践研修までの期間は決まていないという理解でいいのか。	実践研修の受講要件につきましては、基礎研修課程修了日以後、実践研修受講開始日前の５年間に通算２年以上の実務経験が必要となります。	指導課指定担当
23	計画相談支援	意思決定支援としての個別支援会議の在り方が児童に即した対応方法について	指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って、行われるものでなければならない。とされています。 日々の障害児支援の場面において、こどもの意思や意見の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮が適切になされるよう、「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」が作成され、こども家庭庁のホームページに掲載されていますので、ご参照をお願いします。 【こども家庭庁　ホームページ】 https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki ※基準省令：児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日号外厚生労働省令第29号）第２条	指導課指導担当
24	計画相談支援	集団指導の動画は日常業務においても学習素材として良いものであるため削除せず残してもらうことはできないのか。削除が必須なのであれば例年年度末近くに集団指導の通知がなされることが多いが、もう少し早い時期に通知していただき、長い期間視聴期間（受講報告は公開後1か月以内などでもよいとは思うが）を設けて頂くことはできないか。	集団指導は年１回以上の実施が求められており、年度ごとに内容を更新するため、視聴期間が終了次第、削除しています。資料に関しては、障害福祉情報サービスかながわにて掲載していますので、御確認ください。 また、令和８年度は、視聴期間を長く設けられるよう調整いたします。	指導課指導担当
25	就労移行支援 就労定着支援	最近事業所の管理者に着任したのですが、E-Welfissに登録しているかどうかを確認ができませんでした。弊事業所が登録されているかを確認いただくことは可能でしょうか。	現在、「就労移行支援」及び「就労定着支援」事業所については、E-Welfissの対象となっておりません。E-Welfissの対象となっていないサービスについては、WAM　NET内の「障害者支援施設等災害時情報共有システム」にて報告いただくよう、お願いいたします。なお、「障害者支援施設等災害時情報共有システム」にて報告が必要な場合に、障害者施設指導課から「障害福祉情報サービスかながわ」でのメール配信等によりご案内いたします。	障害計画課
26	就労継続支援（B型）	①「指導・監査について」個別支援計画原案の作成について、サビ管基礎研修を受講したOJT期間中の職員が、サビ管の管理のもと作成することは問題か。 ②「指導・監査について」個別支援計画を相談支援事業所に交付した際には、交付した旨の記録を残すこととあるが、手書きで記載でも問題ないか。 ③「指導・監査について」P39 その他注意すべきの【介護給付費、通所給付費等の額の通知等】（法定代位受領通知の写し等）について、ペーパーレス化の観点から通知は不要であるとご家族等より確認が取れている場合、データは事業所保管することを前提とし、通知をしなくてもよいか。	①実践研修の受講要件である実務経験（OJT）として、サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画（モニタリング含む））に従事することは可能です。 ②相談支援事業者に個別支援計画を交付することの記録の方法について、規定はありません。相談支援事業者と相互に、交付の日時・交付者等を個別支援計画、別紙等に適宜記録するようお願いします。 ③「指定就労継続支援Ｂ型事業者は、法定代理受領により市町村から指定就労継続支援Ｂ型に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。」とされています。よって、介護給付費の額を通知する必要があります。 ※基準条例：川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第69号）第189条において準用する第60条 ※解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等に人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）第十二の3(2)において準用する第四の3(7) ※関係通知：サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するＱ＆Ａについて（令和5年5月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡） ※基準条例：川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第69号）第189条において準用する第24条 ※解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等に人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）第十二の3(2)において準用する第三の3(13)	指導課指導担当

27	就労継続支援（B型）	YouTubeでの視聴中、CMを抜くことはできませんか	YouTubeの特性上、CMを抜くことはできません。	指導課指導担当
28	就労継続支援（B型）	みなしサービス管理責任者について質問です。①B型事業所2017年～2020年の3年1ヶ月で700日の生活支援員勤務従事②B型事業所2020年～2025年の5年7ヶ月の勤務で675日の生活支援員勤務従事(産休育休あり)の方に、来年度にサービス管理責任者の基礎研修や補足研修を受講していただこうかと思っているのですが、受講後みなしサービス管理責任者として従事することは難しいですか？	５月１１日、お電話にてお伝えした通り、基礎研修・補足研修のみ修了した方が、みなしでサービス管理責任者として配置できる経過措置期間は令和４年３月３１日をもって終了しておりますので、サービス管理責任者として配置するためには、基礎研修・補足研修修了後２年間の実務経験を経て、実践研修を修了することが必要となります。	指導課指定担当
29	就労継続支援（B型）	①身体拘束の適正化及び 虐待防止にかかる研修を現在、四半期ごとに行っています。新しくスタッフとして来られて方の研修以外では、年何回以上となっていますか？ ②BCPの感染症対策と感染症及び食中毒及びまん延の防止のための対策の件です。BCPの感染症対策とBCPの災害対策の会議・議事録をまとめて実施していいですか？感染症及び食中毒及びまん延の防止のための対策の会議・議事録と混同してしまうので、分けて実施したいです。	①身体拘束等の適正化のための研修、虐待の防止のための研修は、年１回以上実施することとされています。 ②業務継続計画の策定について、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。とされています。 感染症の業務継続計画に係る研修、訓練について、感染症の予防及びまん延防止のための研修、訓練と一体的に実施することも差支えないとされています。 ※基準条例：川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第69号）第189条において準用する第36条の2、第41条の2 ※解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等に人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）第十二の3(2)において準用する第三の3(26)、第三の3(31) ※基準条例：川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第69号）第189条において準用する第34条の2、第92条 ※解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等に人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）第十二の3(2)において準用する第三の3(23)、第五の3(9)	指導課指導担当
30	就労選択支援;就労移行支援就労定着支援	指導・監査～個別支援計画～（モニタリング）の説明におけるサービス種別「就労定着支援」について、見直し時期「6ヶ月・3ヶ月」の両方に記載があります。ご教示いただけますでしょうか。	申し訳ございません。当課の記載誤りです。 「就労定着支援」の見直し時期は、6か月に1回以上となります。 ※基準条例：川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年１２月１４日条例第６９号）第193条の12において準用する第60条 ※解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）第十三の３（７）において準用する第四の３（７）	指導課指導担当
31	生活介護	管理者の兼務は、条件を満たした場合兼務できるとあるが、条件は満たしているが常勤でない場合は管理者とすることはできないのか。	指定生活介護事業所の管理者は、原則として、専ら当該事業所の管理業務に従事するものと定めておりますが、次の①又は②の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとなります。 ① 当該指定生活介護事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合 ② 当該指定生活介護事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所又は施設等の管理者、サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定生活介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合となります。 ※ 他の事業所又は施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定生活介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。 具体的な兼務・配置の可否は個別に障害者施設指導課事業者指定担当まで電話（044-200-2927）にてご相談ください。	指導課指定担当
32	生活介護 就労継続支援（B型）	①「障害福祉サービス事業所等における指導・監査について」の個別支援計画の説明において、相談支援事業所へ交付した際の記録を残すとあるが、記録の形態に指定はあるのか。	記録の形態について指定はありません。交付の日時や交付者等を、相談支援事業所と相互に、個別支援計画、別紙等に適宜記録するようお願いします。 ※基準条例：川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成２４年１２月１４日条例第６９号)第95条において準用する第60条、第189条において準用する第60条 ※解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）第五の３（12）において準用する第四の３（７）、第十二の３（２）において準用する第四の３（７）	指導課指導担当
33	短期入所	実績記録表の押印又はサインとありますが、利用者様にサインしていただいた場合、名前が判読できなくてもよいのでしょうか？	身体的その他事情により、自署ができない場合は、代筆でのサイン又は押印が可能です。署名できない理由を記録し、誰に説明をし同意を得たかが分かるように記録をお願いします。また、自署したサインが判読できなくても、確認を受けていないことにはなりませんので、代筆の場合と同様に記録を残すようお願いします。 ※基準条例：川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年１２月１４日条例第６９号）第110条において準用する第20条 ※解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）第六の４（８）において準用する第三の３（９）	指導課指導担当
34	日中一時支援	当事業は日中一時支援の枠組みで幼児支援（6歳まで）を行っています。児童発達支援事業でないため無償化対象外です。軽減制度についての説明がありましたが、日中一時支援は対象になりませんでしょうか。	「日中一時支援事業」については、地域生活支援事業（市町村事業）として実施されるものであり、現行制度においては、日中一時支援の利用料について無償化や当該軽減制度の適用はないものでございます。	福祉課障害福祉担当